

日本組織適合性学会 連携団体および地方会に関する内規

一般社団法人 日本組織適合性学会

本内規は、一般社団法人日本組織適合性学会（以下、当法人という）の連携団体および地方会に関し必要な事項を定める。

1. 連携団体とは
当法人の趣旨や理念を理解し、当法人の運営、活動方針に賛同する任意の団体を指す。
2. 連携団体の活動
当法人の定款、規約に則った上で、当法人との連携、協力、協賛、後援等の活動を行うことができる。
3. 連携団体の承認
当法人が別途定める基準を満たす書類を添え、理事長に申請の上、理事会の承認を受けなければならない。なお、以下のいずれかに該当する場合には申請を認めない。
また、承認した団体に以下のいずれかの事由があると判断した場合、承認時に遡って承認を取り消すと共に承認取り消しにより生じた損害については、当法人はその責を負わない。
 - 1) 当法人の理念に反する、または反するおそれがある場合。
 - 2) 当法人の名誉を傷つけ当法人に損害を与える、またはそのおそれがある場合。
 - 3) 反社会的、法令違反、公序良俗等の項目に反する、または反するおそれがある場合。
 - 4) 特定の宗教、政治団体、またはこれらの活動に利用される、または利用されるおそれがある場合。
 - 5) 商業行為あるいは、特定の企業の活動に結び付く、または結び付くおそれのある場合。
4. 連携団体の活動報告
1年毎に活動経過の報告を行わなければならない。
5. 地方会の承認について
連携団体のうち、当法人の地方会としての名称を使用するにあたっては、理事会および社員総会において承認を受けなければならない。
6. 連携の解消および名称使用中止
連携団体としての解消および地方会として当法人名称を使用することを中止する場合、直ちに理事長にこれを申請しなければならない。
7. 認定制度単位算定
認定制度単位算定にかかる申請は、組織適合性技術者認定制度委員会に別途行うものとする。
8. 改廃
本内規の改廃は、理事会がこれを決議するものとする。

付 則 この内規は 2021(令和3)年 1月 27日から施行する。

2020年12月28日制定